

様式第4号

被災家屋等の解体及び撤去に係る同意書（共有者・相続人）

年 月 日

（あて先）新潟市長

同意者	住所 〒	
	フリガナ 氏名	実印
	電話	

※同意者の印鑑登録証明書を添付してください。

同意者が法人の場合は、法人名、代表者名を記載し、代表者印を押印してください。

私は、（ 共有 ・ 相続 ）する次の被災家屋等（持分 / ）の解体及び撤去に関し、下記の点について同意します。

被災家屋等の所在地	
被災家屋等の種類、 名称、棟数	

※被災家屋等の所在地欄は、登記事項証明書に記載されている地番を記載してください。

記

- 1 申請者 _____ が新潟市（以下「市」という。）に被災家屋等の解体及び撤去を申請することを承諾し、市及び市の委託を受けた者に対し、一切の不服申立て及び紛争の提起をしないこと。
- 2 本制度は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 22 条にある災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理を行うためのものであり、解体及び撤去の範囲が限定的であること、解体及び撤去後の整地は行われなないこと。
- 3 当該被災家屋等と一体的に解体及び撤去を行わなければ当該被災家屋等の解体及び撤去を行うことができない工作物、立木等があった場合、市がこれらの解体及び撤去を行うこと。また、市が工作物、立木等の復元及び補償をしないこと。
- 4 当該被災家屋等の解体及び撤去の実施前までに、当該被災家屋等内の家財道具等を搬出すること。また、やむを得ない事情により搬出できずに残置されたもの（残置物）については、廃棄物として解体及び撤去の対象となること。
- 5 当該被災家屋等の解体及び撤去の実施前までに、当該被災家屋等に連結されている水道、ガス、電力、電話、有線放送等の配管、結線等の切断工事及びそれに伴う諸手続きを完了させること。
- 6 当該被災家屋等の解体及び撤去の実施にあたり、隣接地の掘削や立入りが必要となったときは、当該隣接地の所有者の同意を得ること。
- 7 当該対象被災家屋等の撤去等の実施について、近隣への周知を行うこと。
- 8 当該被災家屋等の解体及び撤去に関し、権利関係者その他の者との紛争が発生した場合は、私の責任において解決すること。

- 9 市が被災家屋等の解体及び撤去に関する事務を行うため、当該被災家屋等にかかる固定資産税・都市計画税の評価及び賦課に関する情報について、必要な範囲で閲覧、照会及び提供をすること。
- 10 当該被災家屋等の滅失登記を職権で行うために必要な情報を市が法務局に提供すること。
- 11 当該被災家屋の解体及び撤去のために収集した個人情報を市から委託を受けた者が業務実施のために用いること。
- 12 市及びその委託を受けた者が、当該被災家屋等の敷地内に立ち入り、必要な調査を行うこと。